

大阪府障がい者施策推進協議会
第6回 第6次大阪府障がい者計画策定検討部会

日時：令和8年3月30日（月）
午後2時30分から4時30分
場所：大阪赤十字会館302会議室

■出席委員（五十音順、敬称略）

つぐみ法律事務所 弁護士	東 奈央
障害者（児）を守る全大阪連絡協議会事務局次長	雨田 信幸
河南町高齢障がい福祉課長	安達 信介
四幸舎和会理事長	大崎 年史
大阪難病連事務局長	尾下 葉子
大阪手をつなぐ育成会理事長	小田 多佳子
大阪自閉スペクトラム症協会会長	片山 泰一
大阪精神科病院協会 副会長	澤 滋
東大阪大学こども学部こども学科教授	潮谷 光人
桃山学院大学社会学部ソーシャルデザイン学科教授	黒田 隆之
大阪府視覚障害者福祉協会会長	高橋 あい子
大阪府身体障害者福祉協会会長	寺田 一男
大阪聴力障害者協会会長	長宗 政男
四天王寺福祉事業団 四天王寺太子学園施設長	成澤 佐知子
大阪府社会福祉協議会 地域福祉部 部長	難波 志保
大阪府精神障害者家族会連合会 副会長	堀居 努
大阪狭山市福祉政策グループ課長	前澤 友紀
大阪府民生委員児童委員協議会連合会 会長	山崎 重彦

○事務局

定刻となりましたので「大阪府障がい者施策推進協議会 第6回第6次大阪府障がい者計画策定検討部会」を開催させていただきます。

委員の皆様方におかれましては、ご多忙のところ、ご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

本日、澤委員、片山委員はご都合によりオンライン参加となっております。また、前川委員におかれましては業務の都合、16時頃退席予定とのこと、お伺いしております。

現時点での総数20名のうち17名、2分の1以上の委員にご出席をいただいておりますことから、会議が有効に成立していることをご報告いたします。

続きまして、事務局は、障がい福祉室をはじめ関係課が出席をしておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、お配りしている資料の確認をさせていただきます。次第に記載の通り、資料1、資料2を用意しております。資料の不足等がございましたら、事務局までお知らせ願います。

なお、大阪府においては、「会議の公開に関する指針」を定めており、本指針に基づき、本会議も原則として公開しております。配布資料と共に、委員の皆様が発言内容を議事録として大阪府のホームページで公開する予定にしております。但し、委員名は記載いたしません。予めご了解いただきますようお願いいたします。

本日の会議には、手話通訳を利用されている聴覚障がい者の委員がおられます。障がい者への情報保障と会議の円滑な進行のため、ご発言の際は、その都度、お名前を仰っていただくとともに、手話通訳ができるよう、ゆっくり、かつ、はっきりとご発言をお願いいたします。

それでは、以後の議事進行につきましては、黒田部会長にお願いしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

○黒田部会長

はい、皆さん今日もどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、早速議事を進めさせていただきます。本日の議題は、意見具申（案）のとりまとめについてです。実質、本日が議論いただける最後の機会となりますので、できる限り、皆さまからのご意見をいただければと思います。

まずは、事務局より資料の説明をお願いします。

【議題1：意見具申（案）について】

○事務局

事務局、障がい福祉企画課です。

前回、第5回部会において、資料3として意見具申（素案）をお示しましたが、その後、生活場面に共通する横断的視点を整理しました。事前説明において、内容を説明させていただいたところですが、本日は、事前説明後に修正した箇所を中心にご説明させていただきます。

まず、事前説明でもお伝えしたところですが、横断的視点を整理するにあたり、地域生活支援拠点等、成年後見制度、防災については、やはり、生活場面Ⅰ「地域やまちで暮らす」に整理しなおしております。それでは、修正箇所について、資料2にて説明させていただきます。

1ページ中ほどの8050問題について、「無職の50代の子」としていたところを「支援が必要な50代の子」と修正しました。

10ページ、横断的視pointsの誰もが暮らしやすい環境の整備の最後の段落において、「福祉のまちづくりのための施設整備バリアフリーガイドライン」について追記しました。実際に障がい当事者が万博の会場内を検証し、バリアフリー基準や取組みが反映されたガイドラインとなっており、バリアフリーやユニバーサルデザインについて記されているものです。

13ページの下から2段落目、障がい者をできる限り自分で支えていきたいと思う家族との記載がありましたが、まさに支えたいという気持ちもある一方で、地域の支援体制が十分に整っていないために支えざるを得ないという現状もありますので、「障がい者と同居してその生活を支えている家族」と修正しました。

16ページ、生活場面Ⅰ（4）安全・安心に暮らすの4段落目、もともと避難所における電源や医薬品等の確保といった記載をしておりましたが、感染症の関係などで避難所に避難できずに在宅で避難している方もおられることから、「避難している場所において、電源や医薬品等を確保する」と修正しました。

その2段落下に「障がい者自身で備えることも重要である」と記載しておりましたが、何を準備すれば良いのかもわからないといったことを支援することも含めて、「個別避難計画の策定等を通じて事前に準備すべきことを確認し、障がい者自身で備えることも重要である」と修正しました。

17ページ、生活場面Ⅱ「学ぶ」の2段落目、後段に「また、幼少期から様々な場面における体験や経験を通して、育つという観点から、保育所、幼稚園、学校、家庭等が療育機関と連携して、それぞれが障がい特性を理解して、育ちの環境を整えていくことも重要である」と育ちの観点について追記しました。

また、その1段落下の専門性の高い分野への支援として、「強度行動障がいの状態の誘発や悪化を防ぐために福祉と教育が障がい特性に応じて共通の理解に基づき連携して一貫した支援を行うこと」を追記しました。

21ページ、生活場面Ⅳ「こころや体、命を大切にする」の4段落目に、「障がい者とその家族等を取り巻く課題が複合化・複雑化する中、地域生活課題への対応といった専門的

な相談のみならず、ピアサポートのような取組みが活性化されることにより、身近な地域で支え合う社会をめざすべきである」と相談に関する記載を追記しました。

以上、事務局からの説明となります。

○黒田部会長

はい。ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明の内容につきまして、まずは会場の委員の皆様からご質問、ご意見をいただきたいと思います。

○事務局

事務局、障がい福祉企画課です。本日、ご欠席の委員より意見をお預かりしておりますので、事務局より紹介させていただきます。

委員から、サービスの給付に係る費用の増嵩による財政的な影響に関して、意見をお預かりしております。一点目は、支給決定に当たって、真に必要としている方に、必要なサービスが適正に給付されるための、統一的な基準が定められることが望ましいのではないかということです。二点目は、サービスによっては、国庫補助基準が市町村の現状と乖離しているものもあるため、特に小規模自治体に対しては、財政的な措置が必要ではないかということでした。

事務局としましては、居住する場所にかかわらず、等しく、必要なサービスを安定して受けることができるようにしていかなければならないという趣旨と理解しております。来年度は、障がい福祉計画の策定に向けて、市町村の皆さまと特にしっかりと意見交換を行っていく予定ですので、ぜひ、その中でも議論させていただきたいと思います。ありがとうございました。

委員から、生活場面Ⅰ（３）地域で暮らし続ける に、令和7年度より義務付けられた入所施設やグループホームにおいて、地域の関係者を含む外部の目を入れるといった「地域連携推進会議」について記載してはどうかということと、最後の段落の不適切な事業所について言及している箇所に、「定期的に第三者評価を受けるなど」といった具体的なことを記載してはどうかというご意見でした。

また、生活場面Ⅰ（４）安全・安心に暮らす に、災害時に備えて施設間で協定を結ぶといった取組みについても大事ではないかということ、加えて、全体的に自立支援協議会の記載が少ないような気がするが、今後、地域の支援を充実させていくためには、市町村の格差はあるものの、自立支援協議会が果たす役割は大変大きいといったご意見をいただいております。

事業所の質の確保や支援力を強化するために取り組むべきことについてのご意見でした。引き続き、市町村や事業所等と連携しながら、取り組んでまいりたいと思います。ありがとうございました。

○黒田部会長

ありがとうございます。それでは、改めて、会場の委員の皆様、いかがでしょうか。

○委員

16ページの4段落目、「医療的ケアを要する重症心身障がい児者等や難病患者にとって」とある。21ページにも同様の表現があるが、医療的ケアを必要としない重症心身障がい者もおられる。この記載だと重症心身障がい者には医療的ケアを要するように読めてしまうので、「医療的ケアを要する障がい児者」等に改めた方がよい。また、重症心身障がい者ではなくても医療的ケアを要する方もおられます。

17ページの生活場面Ⅱの3段落目、強度行動障がいについて追記され、強度行動障がいの状態の誘発や悪化と記載されたが、これまで、発達障がいや強度行動障がい、育て方が原因であると言われて傷ついてきた家族がおられる歴史を考えると、表現を改める方がよいかと思います。

○黒田部会長

事務局、いかがでしょうか。

○事務局

障がい福祉企画課です。

医療的ケアを要するといった部分については、重症心身障がい児者だけでなく、医療的ケアを要する方々も含まれるような表現を検討したいと思います。

強度行動障がいについては、令和5年に文部科学省より発出された通知を引用したものです。いま記していること以外にも教員が強度行動障がい支援者養成研修へ参加など教育と福祉の連携について言及されています。委員のご指摘の点については、文面を検討したいと思います。

○黒田部会長

強度行動障がいの箇所については、委員のおっしゃる通り、支援者や教員にむけての書き方となっているので、誤解のないように改める方がよいかと思います。

他にいかがでしょうか。

○委員

21 ページ、生活場面「こころと体、命を大切に」2 段落目に「障がい者が内科や歯科等の診療科を受診することに関して、対応できる医療機関に限られる」とありますが、これは自力で通院することが難しい重度の障がい者を想定していると思います。しかし、2月11日の新聞記事に78歳の聴覚障がいのある女性が歯科受診をするにあたって、複数の歯科医院に診察を断られ、たらい回しにされたという投書がありました。筆談で会話をして、新聞に意見を投書できる人でも障がいを理由に断られている。この件で大阪府歯科医師会と面談したところ、合理的配慮の周知啓発は行政責任だとのこと。3段落目に「障がいを理由に医療機関での診察や入院を拒否されるようなことがなく、必要な医療をいつでも安心して受けることができる環境を作っていく」と書かれていますが、情報保障についても具体的に記載いただきたい。

最後の段落の旧優生保護法について、きこえない人に関しては協会が窓口となり、2年間で13件の申請の支援をしている。補償金の申請には診断書の作成が必要だが、医療機関に断られ、たらい回しにされ、なかなか申請できないことがある。「医療と福祉の連携が必要」とあるが、旧優生保護法の段落にこの課題も記載いただきたい。

○事務局

障がい福祉企画課です。

差別解消法上、歯科医院も事業者になるので、厚生労働省の作成する対応指針「障害者差別解消法医療関係事業者向けガイドライン」に基づき、事業を行うこととされています。合理的配慮の提供、不当な差別的取扱いの禁止についてもガイドラインには明記されており、歯科医院に限らず事業者は、自らの事業を所管する省庁の作成する対応指針を自ら確認し適切に事業を行う必要があります。

府としては、広く府民を対象として、大阪府障がい者差別解消ガイドラインや障害者差別解消法の啓発動画等を用い、引き続き周知・啓発を進めていきます。

○黒田部会長

合理的配慮については、さまざまな対応があるなかで、情報保障のみを入れるのかといったこともありますので、その辺りも踏まえながら、検討いただけたら。

○委員

冒頭に事務局より紹介のあった委員の意見にもあったように、大阪府を底上げしていくには、地域をつくっていくためにも自立支援協議会の役割はとても重要です。

17ページの生活場面Ⅱの3段落目、強度行動障がいの記載に関して、文部科学省の通知は教員に向けて発出されたものなので、厚労省の報告書を参考にされたら良いのではないかと思います。また、現状の福祉と教育の連携という文言を残すとすれば、家庭と

教育と福祉の連携といったトラアングルプロジェクトの観点から、家庭の連携が抜けています。ぜひ、教育と家庭の連携については入れていただきたいです。

16 ページの生活場面Ⅰ（４）安全・安心に暮らす 5 段落目、平常時とは異なる環境で避難生活等が長期化することにより、心身の状態が不安定になるとありますが、最も避難が難しかったのは、強度行動障がいの人たちです。強度行動障がいの人たちは、避難所に行きたくても行けない。どこにも避難できる場所を作ってもらえない。壊れそうな家屋や車上にて避難生活をしているといった問題があるということを知っていただきたい。

○事務局

障がい福祉企画課です。

事前説明でもお伺いし、現状を教えてくださいと受け止めております。当然のことながら、医療的ケアを要する方々だけでなく、強度行動障がいの方についても、個々の状態とニーズに応じた支援が必要であるという認識は変わりませんので、よろしく願いいたします。

自立支援協議会については、今後、自立支援協議会や地域生活支援拠点の果たす役割が地域生活の要となることの認識は事務局としても持っております。計画本文において、具体的にどのように取り組んでいくのかといったことを検討していければと思います。

○委員

11 ページ、横断的視点の「地域の支援力の強化」に生活困窮という言葉を入れていただいておりますが、部会の当初より経済面の課題は話をさせてもらってきたところで、お金の問題を相談できるところがあるかどうかといったことは非常に大きな問題です。今の行政の窓口では追い付かないところもあり、行政の窓口で対応できないところを社会保険労務士などの専門家にどうつないでいくかということも大事ではないか。

○黒田部会長

医療機関、学校、行政等の関係機関の「等」に含まれているかということはあるのですが、書けるか書けないかというあたりのご意見だったかと思います。事務局、いかがでしょうか。

○事務局

ご意見ありがとうございます。具体例をどこまで書くべきかということは非常に悩ましいところではあります。これを書くこととこれを書かないわけにもいけないというふうに、何かきりがなくなっていくということも少し気になるところです。どんな工夫ができるか、また考えたいと思います。ありがとうございます。

○黒田部会長

はい、ありがとうございます。

○委員

根本的に当事者の意見をまず聞こうというところを入れて欲しい。細かい文言というよりは、そういう視点でこっちも点検していきたいなと思います。私たち抜きに、私たちのことを決めるなということ条約でも言っているのです、そのあたりのことをお願いします。

○事務局

承知しました。ありがとうございます。

○委員

3点、述べさせていただきます。

先ほど委員がおっしゃった歯科医師会の話と若干重なるかもしれないですが、8ページの横断的視点の2段落目、「合理的配慮が広がりつつある」というのはちょっと言い過ぎではないかと思います。「合理的配慮の認識は広がりつつある」という程度にとどめてはいかがでしょうか。

2点目は、13ページの下から3段落目のところで追記していただいた、「障がい者の重度化・高齢化」という言葉に少し違和感があります。「障がいの重度化・年齢（高齢化）」としてはどうか。「障がい者の重度化」というのは、文言としてどうかと思いました。

最後は、23ページの最後の段落で、偏見や差別により非常に息苦しさや辛さを抱えている人がたくさんいるというのは、本当その通りだと思います。これを入れるのはとてもいいと思います。そういった人たちに、「あなたの尊厳を守ってしっかり生きていいですよ」というのが、上から目線という感じがありまして、あなたの尊厳は守られていますとか、守られるべきですとか、表現の工夫が必要かと思いました。

○黒田部会長

はい、ありがとうございます。合理的配慮が広がりつつあるのか、認識が広がりつつあるのか。これも認識の微妙な違いかなというところはあるかとは思いますが。重度化・高齢化はよく使うフレーズなので、どういうふうにしたらいいのかということ、最後の23ページの「V. その他計画全般に関する提言」の扱い自体についてもちょっと説明をしていただけたらと思いますが、いかがでしょうか。

○事務局

障がい福祉企画課です。一つ目の合理的配慮について、権利擁護グループとして幅広く周知啓発を行っているところでございます。ただ、府民で言葉の意味も内容も知っているというところはまだまだ足りないところもありまして、引き続き、皆様の力もお借りしながら、周知啓発を広げていきたいと思っております。意見具申案の内容はどのような形にするか、また検討をしてみたいと考えております。

13 ページの部分でご指摘をいただいております、障がい者の重度化・高齢化について、確かにここのご指摘はその通りかと思っておりますので、者という字は削除させていただこうと思っております。ご指摘ありがとうございます。

23 ページのその他の提言について、ご意見をいただいたところですが、これまで開催してまいりました会議の中で委員の皆様からご発言いただいたところ、それぞれの項目に溶け込ませているものが大多数ですけど、それぞれの項目にぴったりとはまらないものの、会議の中でご発言いただいたということで残しておこうというふうに事務局として感じたところをここに並べさせていただいているところでございます。会議の中でご発言いただいたことを記載しているということをご理解をいただければと思っております。読まれた方がどのように感じられるかというところの細かいニュアンスは、改めて精査させていただきたいと思っております。ありがとうございます。

○黒田部会長

はい。ありがとうございます。

23 ページの「あなたの尊厳を…」というところだけ、話し言葉で「 」がついているのが全体としてここだけなので、そういう意味でも、違和感はあるのかと思っておりますので、台詞的に書くのではなくて、そういった趣旨を伝えるという形にしてもいいのかと思いました。

障がいの重度化と年齢の高齢化なので、「障がいの」とするだけではなく、全体的に調整をお願いします。

合理的配慮の認識が広がりつつあるか、合理的配慮が広がりつつあるか。委員のところには、困りごとの方がたくさん集まってくるので、認識のレベルかもしれませんが、提供する側にしてみたらだいたい提供したという場合もありますので、書き方は検討させてもらえたらなと思っております。はい、ありがとうございます。他いかがでしょう。

○委員

3点あります。

一つは、8 ページの横断的視点の2段落目、虐待のところ。「しかしながら、依然として、障がい者に対する虐待事案や差別事象が発生しており、全国においては、被虐待者が死亡する事件も生じている」とありますが、「全国において」というのは、大阪府においても、死亡事故というのは起きておりますので、削除でいいかというふうに思っております。

ます。あと、この虐待のところと言うと、子どもの現場で性的虐待が頻発しているというところもあります。DBS も始まってきますので、そういったところを少し入れてもいいのかと思います。

もう一つが、15 ページの最後の段落のところです。冒頭に委員からもありました第三者評価を加えたらどうかということに私も賛成するのですが、第三者評価の前に自己評価をすべてのサービス事業所に行っている市町村もあります。一部の取組みの中で、就労支援の事業所に自己評価を課す、就労選択支援に生かしていくということも不適切事業所を防ぐためにやっ払いこうしているところが出てきております。自己評価と福祉サービス第三者評価事業というのを併せて述べるとともに、あと情報の公表制度についてもアップしてない事業所が多いというのも大阪の実態として言われておりますので、情報の公表制度も活用してということで、質向上に努めるというようなものが必要なのではないかなと思っております。

そもそも不適切事業所に関しては、認可のところでの課題というのが実際にはありますので、そこ触れることできたらなっているのも思いとしてあります。事業所の認可および監査指導の徹底というところでは、その辺りも言えたらいい。

最後ですが、16 ページの生活場面Ⅰ（４）安全・安心に暮らす の４段落目、先ほどから話題になっている「医療的ケアを要する重症心身障がい児者等や難病患者にとって、避難している場所において…」というところ、「避難している場所において」という中に、在宅で避難されている方も含まれるということで説明がありましたが、そこはちょっとわかりにくい。避難している場所と言われると、福祉避難所とか避難所を想像してしまいます。ただ、医療的ケアを要する子どもたちの避難場所として選ばれているのは自宅であるというのがすごく多いです。そこにきっちり電源を確保するための仕組みや、医薬品届けるための仕組みを作っていくという、自宅に対するアプローチと避難所に対するアプローチ、両方重要になるので、やっぱり自宅や在宅という言葉を入れてもいいかと思えます。

○黒田部会長

はい、ありがとうございました。8 ページの「全国においては…」のところからになると思いますが、事務局いかがでしょうか。

○事務局

8 ページのところは、虐待によって死亡した事案についてということに記載しているところです。委員のご指摘のように大阪府においても施設における死亡事案というのが発生していますが、ここ数年、その理由が虐待であったというものは確認していない状態です。そのため、「全国においては」という言葉を残させていただいたということです。

次に、DBS の取組みも始まるということで、DBS は子どもが対象ということにはなりますが、どのようにご表現できるのか、どんな工夫ができるかは考えたいと思います。

続いて、第三者評価の話から、自己評価や公表制度というところと事業所の指定と監査のところですが、この意見具申の中にどこまで具体的に細かく書けるかというのはいろいろ悩むところでございます。もちろん非常に重要なことであることは、事務局としても認識していますが、今まさにいろいろな問題が起こっている中でどのように対応していけるかというのは、事務局も検討はしているところです。意見具申にどのような表現ができるかという点は考えさせていただければと思います。

続いて、16 ページです。避難している場所というのは、在宅の方も念頭にというところではありましたが、意見具申の中でどこまで明示するかというのは、検討させていただきたいと思います。ありがとうございました。

○黒田部会長

はい。ありがとうございます。

性的な虐待等のことと言うと、教員のことや、実は大学でも教育実習に行く学生とか、社会福祉の実習に行く学生とか、子どもがいるところに何らかの形で、実習や研修等に行く時にもどうしたらいいかというぐらいに、少しずつ、話し合いがいろんなところに進んでいるので、ちょっといろいろ調べていただいて、何らかの形で触れられるのであれば、今後かなり話題になってくると思います。ありがとうございます。

他はいかがでしょう。

○委員

前の発言のときにもちょっとこだわっていたポイントで、21 ページの1 段落目、「障がい者の就労訓練等の機会を確保し、適切な就労支援を受けることができるように、就労継続支援事業所や就労移行支援事業所の質を担保することが重要である。不適切なサービス提供を行っている事業所において、障がい者が不利益な扱いを受けないように運営の適正化を図らなければならない」ところの書き方の弱さがちょっと気になる。

運営の適正化を図るだけではなくて、監査体制の強化、透明性を図ったり、指導体制を強化したりということが求められていくのかと思います。本当に絆ホールディングスのような事業所を二度と出しては駄目だと思うので、そういうところはもう少しきつい口調で書いた方がいいのではないかとこのところが一点。

もう一点目は、雇用率ビジネスの話に割と触れられてない。触れようがないってところがあったかと思うのですが、厚労省で、次回の法改正のところで雇用率ビジネスのガイドラインを出す方向性あるということが明確化されて議論されているようなので、そこに対しても指導の強化と透明性、監査の強化、適正な運用になるようにということを明記してはどうか。

○黒田部会長

はい、ありがとうございます。

もう少し強めの書き方で、しっかり対応していくという姿勢を見せるということかとは思いますが、いかがでしょうか。

○事務局

ありがとうございます。姿勢はこれで見せているつもりではいたのですが、まだ足りないというご指摘ですのでちょっとそのような表現ができるか検討させていただきます。

○黒田部会長

はい、ありがとうございます。

○委員

雇用率ビジネスに関しては、企業がやっているのですが、事業所だけではなくて、企業という文言を入れていただきたい。

おそらく、厚労省のガイドラインでは、ガイドラインに則した報告書を上げなければいけないというような指針になっているかと思うので、その報告書を見るのは行政側かと思うので、そこ企業が出した報告書に対して、本当にそうなのかっていう検証する体制は必要なのではないかというふうに感じます。

○事務局

企業についてもということですが、事業所の指定・指導の権限というのは法律上、我々に権限があるのは明確ですが、企業へのアプローチとなると、役割と権限なんかも確認をしながら、精査したいと思います。ありがとうございます。

○黒田部会長

他いかがでしょうか。まだご発言のない委員から一言ずつお願いしてもよろしいでしょうか。ご指摘でもいいですし、何か感想的なことでもいいです。

○委員

まず内容に関わるところで、先ほど委員が指摘されていた23ページのところの発言は私がした発言したものです。もちろん上から目線の気持ちはないですけど、そのように受け取られる方がおられるというご指摘はその通りだと思いましたので、事務局で検討いただいて、修正していただく方が良くかと思って聞いておりました。

全体的なお話になりますが、今日の議論を聞かせていただいている、こういう検討会に参加させていただいて2回目になりますが、本当にたくさんのいろんなご意見を聞かせていただいて、自分に足りない点だとか、あるいは気付かされる点多々ありましたので、私事になりますが、非常にいい機会をいただいたというふうに思っています。

また、事務局の皆さんが、これだけいろいろな意見を取りまとめるという作業にご苦労いただいたなってこともよくわかるなというふうに思っています。

その上でと言いますか、今後、施策推進協議会で検討されて、成案になっていくということで、いろんな議論を重ねられるとは思いますが、大事なものは、この計画が成案になるまでの間にも状況は動いていきますので、障がいがある方々に対するきちんとした制度や施策が継続されていかないといけないというふうに思っています。

先ほど、自立支援協議会の件が出ていたと思いますが、先で行われた大阪府の自立支援協議会でも、入所施設からの意向調査に関わる方向性の結果が出されていたというふうに思います。地域生活移行後の生活の場として、家庭復帰という方が51人おられる。その内訳が、親、きょうだい、配偶者、その他親族、単身、不明とあるのですが、やはり親が一番多いです。ここをどう見るかということは、やはり考えないといけない点だなというふうに思っています。

先日3月中旬に、無料低額診療事業に関わるシンポジウムに参加させていただいて、社会保険料を支払っていてもなおそれを利用せざるを得ない状況とか、そこに高齢の方で障がいの方がたくさん入っておられる状況があって、結局、今の制度ではなかなか救えていないという状況を感じて、自分に足りない視点だったので、もっと知っていかないといけないというふうに思いました。そういうことで言うと、この計画もきちんと具体的な制度や施策に落とし込んでいくということにしていけないのだろうというふうに思っています。

我々は議論としては今回で終わりだと思うのですが、引き続き、この状況について、きちんと視点を持って見ていきたいなというふうに思っています。ありがとうございました。

○黒田部会長

はい、ありがとうございます。委員、何かお願いいたします。

○委員

たくさん書いていただき、本当に良いものになるだろうというふうに思っています。ただ、この中で総論的には障がい者という言葉が出ていますが、聴覚障がいとか、視覚障がいとかは、いろいろ言葉が出てきていますが、身体障がいという言葉が出てこない。これからは「障がい者」とまとめてということでもいいのでしょうか。

車椅子の方たちが外へ出る場合のことですが。車椅子で歩道を通っても良いということになっていますが、歩道がガタガタであったり、めくれているところもあれば、坂になっていたり、整備されていないところが大阪市内でもたくさんあります。歩いてみてわかります。

それともう一つ、外に出ようと思えば、例えば公園に行くにしても、障がい者用のトイレが一つあっても汚いとか、駅まで行こうと思うと、その間にトイレがない。途中でトイレに行きたくても、立ち寄るトイレがない。そういうことも何か考えられるようなことはないかと思います。高齢の障がい者になってくると、歩けていても無理なところはたくさんあります。そういうところも鑑みて受け入れてもらえたら助かるかと思います。

○黒田部会長

はい、ありがとうございます。

そうですね。障がい者という表現、聴覚障がいのある人とかありますけど、身体障がい者という表現は、あんまり出てきていないかと思います。カテゴリー分けするようなことではないかもしれませんが、身体障がいの中に、肢体不自由の方、視覚障がいの方、聴覚障がいの方、内部障がいの方がいらっしゃって、障がい者という以前は肢体不自由というイメージがあった中で、聴覚障がいの方とか、視覚障がいの方たちも、いろいろ別の視点で困っていることがあるということで、聴覚障がい、視覚障がいと個別に取り上げられるような形になってきた経緯というのがあると思います。言われるように、いわゆる肢体不自由の方向けの表現方法が少ないかとは思いました。

バリアフリー含めて、トイレの件に関しては、トイレという言葉は一言も出てきてない。障がいのある方が外出する際には、トイレはとても重要で、トイレの地図もあちこちに作られるぐらいですので、一言書いてもいいかなとは思いました。事務局、いかがでしょうか。

○事務局

ありがとうございます。事務局、障がい福祉企画課です。

委員がご指摘のトイレのことも、10ページの横断的視点「誰もが暮らしやすい環境の整備」に新たに追加させていただきました「福祉のまちづくりのための施設整備バリアフリーガイドライン」の基になっています、福祉のまちづくり条例では、大型施設になってしまうのでどこでもというところではないのですが、多目的トイレに、大人用のオムツ交換台のことははじめ、新たな課題が出てきている中で、福祉のまちづくり条例を改定しながら、少しでも外出しやすいようにとか、バリアフリーに向けて取り組んでいるところです。まさにトイレという言葉は出てきてはいないですけど、こういったガイドラインに基づきながら取り組むということも含めて、今回ここに一文追加させていただいた次第です。

部会長よりご指摘いただいたことも含めてこの中にどう記載していけるかということは検討させていただけたらと思います。よろしくお願いします。

○黒田部会長

ご意見ありがとうございました。委員、お願いします。

○委員

この会が始まる時、「唯一、障がい児の関係が私しかないなので、少し年齢の若い人たちの意見を、偏った意見として言うかもしれません」といった話をしたのですが、全体的に子どものこと、大人のこと、そして大人になって急にいろいろできるわけじゃないから培っていきましょうという部分も含めて、あらゆる年代の障がいに対する意見を取り入れていただいたというふうに思っています。

それから、第5次計画と第6次計画を比べた時に、第5次計画にはやや入所施設を撤廃してでも、まちの中でみんな暮らしましょうというところが、強調されていたように思いますが、今回は、どういうふうに暮らしたいかということを優先させましょうということが強調されています。これは、ものすごく変化だと思うのと、これがいいのではないかと改めて思いました。第6次計画が終わる頃には、この計画がうまく進んだと言える良いものに出来上がったのではないかと、全体的な感想で申し訳ありませんが、そのように思っています。

○黒田部会長

はい、ありがとうございました。委員お願いいたします。

○委員

全体的なちょっと感想みたいな形になってしまいますが、やはり地域共生社会というところの部分で、自分たちがそれぞれの役割を持ちながら、社会を作っていくために、いろんな学びとか、地域で楽しく暮らしていくとか、様々な視点での検討ができたのかなというふうに思っております。やはり地域の様々なところで、能力を発揮していけるようにしようと思ったとき、合理的な配慮の問題や、様々な移動の部分はどう保障するのかなど、しっかり基盤を作っていくところが大切になるかと思えます。そういった基盤の部分と、それぞれの地域での人々の意識みたいなところは、一緒にともに暮らしていくというような部分をしっかりと大切にしていけたらと感じながら参加をさせていただきました。

○黒田部会長

はい、ありがとうございます。委員、お願いします。

○委員

私もこういう会議に初めて参加させていただきまして、いろんな障がいの団体の方々のご意見とかを聞かせていただくことで、すごく自分としての視野が少し広がったのではないかと、個人としては、すごく有意義な時間を過ごさせていただいたというのが第一の感想です。また、計画を拝見しますと、やはり障がいをお持ちの方がどのように尊厳を持って暮らすかというところにすごくフォーカスして意見交換がされて、そして冒頭に皆さん言われたように、このような計画通りの社会になれば、より人が人に優しい社会に近づいていくのではないかなというのを感じました。この計画が終わる頃に、できることもあれば、できないことも当然出てくるとは思いますが、またブラッシュアップして、よりよい社会が出来上がるようになったらいいなということをすごく感じた次第です。ありがとうございました。

○黒田部会長

はい、ありがとうございました。委員、お願いいたします。

○委員

人口構成がどんどん変わってくる世の中になってきます。やはり、一番顕在化している問題は、支え手が減っていく中で、どういうふうにして、ここに書かれているようなことを実現していくのかというのは、ものすごい大きな課題かと思えます。もちろん、我々の心とか気持ちとか、方向性をしっかりと作ることが第一になるわけですけど、その中で、いろんなものが溶け合った中で支える仕事を担っていくことが大事なかなと思えます。例えば、高齢に伴う難聴で喋った内容がわからないから、ご自身のタブレットで話し言葉を文字化して、読まれるという形でやっている人もいます。いろんな方法をやりながら、やっていくしかないかなと思えます。

行政的に言えば、市区町村がどんどん小さくなり、消えていくというかというような傾向もこれから出てくるかと思えます。やはり、少し広域のグループを作って、人材をきちっと育成するようなことも必要ではないかと思えます。医療においては、二次医療圏というもので、きちんといろんな整備していきましょうというビジョンを持って、当座は進もうとしています。行政とか、こういう障がい者の方々の計画もそういうものに合わせていかれたら、接続もしやすくなるかもしれないなというふうに思えます。

○黒田部会長

はい、ありがとうございます。

確かにおっしゃるように、高齢や医療に比べると、障がいの方はちょっと独立的にやっているところもあるかと思えます。私も今お聞きして、そうかなと思えました。ありがとうございます。では、続けて委員、お願いします。

○委員

事務局の方にちょっとお願いと言いますか、13 ページで指摘のありました、障がい者の重度化・高齢化のところ、7 ページにも同じような文言が2か所ほどあります。4 段落目に障がい者の重度化・高齢化とありますが、「入所等している障がい者の重度化・高齢化」という表現でいくと、障がい者の重度化・高齢化でもいいかとは思いますが、その2段落下には、「加えて、障がい者の重度化・高齢化」というのがあるので、ちょっと内容を読みながら変更をされた方がいいかと思いましたので、ご意見させていただきます。

私もこの委員になって1年、いろいろ先生方とお話を交わさせていただいて、初めに委員からのお話ということで、事務局より読み上げていただいたものを委員の方からいただいておりました。やはり事業者の質の低下、絆ホールディングスの問題ばかり、行政処分に関わるような案件もございます。当事者の方たちが一生懸命働いても、それが何も実らないような事業者の質の低下というのが散見しております。

また、当該市の住民が1人も通っていない他市からの利用者ばかりのB型事業所とか、見えてこないところもあります。やはり書面審査がすべてになっている現状がありますので、そういったところをもう少し利用者の立場に立って、指導が必要というふうに常々感じております。

この1、2年で障がいをお持ちの方、難病の方にお会いし、皆さんが一生懸命頑張っておられる現場もたくさん見てきたので、今回の計画が、障がい当事者の皆さん、それからそれを支援される方、ご家族の方、皆さんに行き届くようにと祈っております。

○黒田部会長

はい、ありがとうございます。

重度化・高齢化のところは、もう1回、全体としてしっかりと確認したいと思います。

ご意見、ありがとうございました。委員、お願いいたします。

○委員

最後になりますが、様々な主体が本当に協力し合って、誰もが地域全体で住みやすい大阪をオール大阪で作り上げていくには、民生委員児童委員だけでも1万3000人強の方が活動ボランティアで活動しておりますので、今回の計画のことをできるだけPRをさせていただくことが、私の使命だというふうに思っております。また、今後ともよろしくお願いたします。

○黒田部会長

はい、ありがとうございました。委員、お願いできますでしょうか。

○委員

毎回議論を聞かせていただいて本当に勉強になりますし、やっぱり現場のことをそれぞれの立場から、よく皆さんがご存知で、それでその中でこの計画に落とし込んでいくというプロセスを非常に勉強させていただきました。本当に委員の皆様方がたくさんの素晴らしいご意見を言っていただいたおかげで、非常に良い計画案ができていっているということで安心しております。

一方で、少し発言をさせていただく中で全体通して私が何度か述べさせていただいているように、やはり障がいの社会モデルっていう考え方がなかなかまだまだ世の中に浸透していない。この案も読み方によっては、まだまだ障がいというのがご本人にあるという部分に特化した考え方になっている表現も多々見られているというところに懸念を感じております。やはり、早く世界的な考え方に追いついて、合理的配慮という考え方も配慮という言葉が良くないのかもしれませんが、「やってあげる」という意味合いが非常に強く感じられて、障がい者側でやってほしいことを言った場合に、それを聞いてもらえるというニュアンスがなかなか表現できてないところに、とてももどかしさを感じているので、これは今後の課題かというふうに思いますが、ぜひともそういった考えが広がるように、また皆様のお力を貸していただきたいというふうに思います。ありがとうございました。

○黒田部会長

はい、ありがとうございました。次に委員、お願いいたします。

○委員

まず、黒田部会長をはじめ、様々な委員の皆様から取りまとめていただく中でいろんな議論が出されたことはすごいことだと思いますし、何よりそれを取りまとめた裏方として事務方の取組み、働きはものすごいことだったろうと敬意を表したいと思います。

先ほどから話にあります通り、こういうところで話し合われることというのは、前向きな青写真を書くところだと思いますし、現状に即した青写真だと思いますが、実際のところでは様々な形で問題が起きてくる。残念ながら私たちの斜め上をいくような発想で、いわゆる障がい者ビジネスのようなものが顕在化してきている時代だと思います。

当事者の方、ご家族の方、支援者の方だけでなく、もちろん行政等も言いますが、私たち同業の中でも、しっかり相互牽制しながら、いけないものはいけないということを言っていく必要があると感じております。

あと、先ほどお話に少しありましたけれど、最終的にご本人がどういう選択をされたいのかということ尊重するというような形で意見が取りまとめられたことは部会長にも感謝申し上げたいと思います。

委員と同じところかもしれませんが、2032年までの計画の案だと思います。特に今、医療の方ではすごく話題になっているのは担い手不足です。それは障がい者を支えてくださる皆さんも全く一緒なのですが、ものすごい加速度的にいわゆる市区町村のあり方、サービス提供者側のあり方が変わるということを想定しております。それに重層的なサービスはもちろん望ましいと思いますけど、いわゆる支援者側も困らないような形というのを模索しながら、ソフトランディングをめざしていくしかないように感じていますので、これが2032年に向けた動きなのかなというふうに感じているところではございます。

それは行政の方も含めて、かなり小さな形での行政スタイルになってきていると思います。ものすごい夜遅くまで頑張っている姿、市町村も含めて感じていますのでそこら辺のところも理解しながら進めていければと思います。部会長含めて、どうもありがとうございました。

○黒田部会長

はい、ありがとうございました。最後とっていなくて発言された方もいらっしゃるかもしれませんが、もし何かありましたら、いかがでしょうか。

○委員

第5次計画のときは、合理的配慮の考え方で情報保障という言葉が少しずつ入り始めたと思います。今回、情報保障及びコミュニケーション支援の推進については、横断的視点として扱われたのは大きな前進だと思います。また今回、手話という言葉も前回より記載されている箇所が増えました。いずれ第7次計画の時には、もっと手話言語という言葉がいろんなところに入ればいいと期待しております。

その一方で、行政の皆さんとしては、合理的配慮の提供、差別の解消など、今までずっと周知発信されてきたと思いますが、府民にとっては、まだまだ自分には関わりがないことだという考え方を持っている方が多いと思います。先ほど出しました歯科医院の問題もそうですし、きこえない人が買い物をするときにレジの人がマスクのまま話されるとか、細かな気配りがまだまだ足りないところがあると思います。逆に言うと、それが浸透すれば、いろんな人が暮らしやすい社会になる、本当の意味での共生社会になると思います。これを今後期待していきたいと思います。私も部会の皆様の意見をうかがい勉強になりました。

○黒田部会長

はいありがとうございました。よろしいですか。

事務局としては、あまり宿題的なものをもらわないまま終わりたいということもあったのですが、この後いただいたご意見をどういうふうに最後に反映するかということも含めて、事務局の方から説明をお願いしたいと思います。

○事務局

障がい福祉企画課です。

今後の流れとしまして、本日いただきました意見への回答を基本として事務局にて意見具申案の修正を行います。委員の皆様のご賛同を得られるようでしたら、最終調整をした文案につきましては、部会長にご確認いただき、部会の成案とさせていただければと考えております。

また、来年度5月に開催予定の障がい者施策推進協議会において、部会長より、意見具申案についてご報告いただきます。協議会にてご議論いただき、最終的には協議会から大阪府への意見具申としてお受けさせていただきます。

計画策定に当たっては、意見具申を踏まえ、かつ、その内容については協議会にも諮り、令和8年度末の完成に向けて作業を行うものです。

○黒田部会長

ありがとうございます。事務局より本日の意見を踏まえた意見具申案の修正について、部会長への確認をしてということで提案がありましたが、それでよろしいですかね。

(異議なし)

○黒田部会長

よろしいですかね。私の方で最終的に確認をさせていただいて、もし必要があれば、それぞれ個別に確認させていただくかもしれませんが、私の方にご一任いただけるということで、お願いしたいと思います。ありがとうございます。

最後に私からも一言ですけど、1年間にわたりまして、ご参画いただき、たくさんご意見をいただきましてありがとうございました。全部で6回、話し合いがありました。長いなと思われた方もいらっしゃるかもしれませんが、やはり、この長い時間、考え続けながら作成するというのが重要なくらい大きな課題に私たちは取り組んで、ここに成果物として形になるものを作ってきたのかなというふうに思います。

現在の障がいのある方たちを取り囲む課題、障がいのある方の課題ではなくて、その周囲にある課題について、かなり整理できてきたかなというふうに思いますし、最近話題になっていることや、最新の考え方みたいなものも、皆様のご意見をいただきながら、まとめられたかというふうに思います。

合理的配慮という言葉についてもたくさん書かれていますけれども、私が障がい者福祉の勉強を始めた1990年代は日本語として合理的配慮という言葉はまだあまり使われていなくて、アメリカで“Reasonable accommodation”というのがあるらしいというの

を先輩の先生たちから習って、それは何だろう何だろうと調べていて30年ぐらい経ったら、ちゃんと日本でもこういう形で法律も作られて制度となってきています。

当事者参加という点に関しましても、今はあらゆるところで当事者の方、ご家族の方の参画がないと、いろいろなものが成り立たないぐらい主要な役割を担ってきていただいています。それも時代の流れでどんどん変わってきているところです。あらゆることが、ちょっとずつですけれども、確実に動いています。悪い方向にちょっと進む部分もあるかと思いますが、多くは良い方向に進めていくことができているのかというふうに思いました。今回の意見具申案も、大阪の計画の意見具申ですけど、作成されるのは来年度でありますけど、内容は日本全国から参照されるような、しっかりとした内容になっていっているのではないかというふうには考えています。どなたか機会があれば世界に発信をしていただけたら、アジアの国々等でもかなり参考にされるのは間違いないとは本当に思います。

ご参画いただきました委員の先生方、そして事務局の担当課の皆さんもかなり大変だったと思いますが、本当にお疲れ様でした。

全員が同じ方向を向いて、この計画が、計画になったときに実現するように取り組んでいけたらというふうに思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

どうも長い期間、1年間ありがとうございました。これからもどうぞ引き続き、よろしく願いいたします。

では、事務局にマイクをお返しいたします。

○事務局

黒田部会長、委員の皆様ありがとうございました。

閉会にあたりまして、障がい福祉室長よりご挨拶させていただきます。

○障がい福祉室長

障がい福祉室長でございます。

皆さん長時間にわたってお疲れのことと存じます。

この部会は、先ほど部会長からもお話ありましたが、昨年5月9日に第1回会議を開催して以来、おおむね1年、6回にわたって開催してまいりました。委員の皆様には、毎回非常に貴重なご意見を賜りまして、そして、本当に真剣にご議論いただきました。心よりお礼申し上げます。

会議の当日はもちろん、事前説明をお聞きいただく時間も含めて、会議本番に向けた準備等にも大変皆様の貴重な時間を多くの時間をさいいただきました。本当に感謝いたしております。ありがとうございます。

また、黒田部会長には、事務局に対して、常に的確に温かく、ご指導、ご助言いただくとともに、円滑な議事進行にご尽力していただき、本当にお世話になりました。ありがとうございます。

今後の進め方につきましては、先ほど担当者から説明させていただきました通りですが、これから策定する計画に基づきまして、大阪府が障がい福祉施策を進めていくにあたっては、この部会でもご意見をいただきましたように、常に障がい当事者ですとか、そのご家族の皆様等のご意見を念頭に置きながら、進めてまいりたいというふうに考えております。

障がい者計画策定検討部会の会議といたしましては、本日が最後となります。この間、事務局といたしましても、意見具申案の取りまとめに向けまして、委員の皆様とともに精一杯、取り組んできたつもりではございますが、至らぬ点多々あったかと思えます。この場をお借りしまして、お詫び申し上げます。

委員の皆様には、今後とも、大阪府の障がい福祉施策の推進にご協力をいただきますとともに、引き続き、ご指導ご鞭撻いただけますと、非常に幸いです。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

以上、簡単ではございますが、委員の皆様へのお礼と、お詫びと、そしてお願いを申し上げます。ご挨拶とさせていただきます。

本当にどうもありがとうございました。

○事務局

以上をもちまして、第6次大阪府障害者計画策定検討部会を閉会いたします。

皆様本当にありがとうございました。